

（目的）

第1条 本要綱は、建築物におけるし尿混じりの排水槽から発生する汚でいを北野衛生処理センター（以下「センター」という。）で処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）利用者 建築物の維持管理に責任を負うべき使用者又は占有者等をいう。
- （2）汚水 水洗便所等のし尿を含む排水をいう。
- （3）雑排水 厨房その他の施設から排除されるし尿を含まない水をいう。
- （4）排水槽 建築物から排除される汚水及び雑排水を集め、これをポンプによってくみ上げ排除するために貯留する槽をいう。
- （5）清掃業者 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年八王子市条例第18号。以下「条例」という。）第62条の許可を受けた者をいう。

（申請書の提出）

第3条 利用者は、排水槽の清掃時に発生する汚でい等一般廃棄物をセンターで処理する際には、建築物におけるし尿混じりの排水槽登録申請書（様式（様式略））を提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる資料等を添付しなければならない。

- （1）設置場所案内図
- （2）建物配置図
- （3）当該排水槽図面
- （4）当該排水槽機器仕様書
- （5）維持管理体制表
- （6）当該排水槽点検項目表

（センターへの汚泥搬入の制限）

第4条 センターの施設を損傷し、又は機能を阻害する恐れのある性状の汚でい又は固形物は、搬入してはならない。

2 センターへの汚でいの搬入は清掃業者によらなければならない。

（維持管理）

第5条 利用者は、当該排水槽が正常な機能を維持できるよう付随する機器を含め、定期的に点検しなければならない。

2 利用者は当該排水槽に係る清掃、点検及び整備に関する帳簿書類を作成し、5年間保管するものとする。

（定めのない事項）

第6条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。